

サービス提供時間（7時間以上8時間未満） 予防型

令和6年6月1日現在

1 介護保険給付対象サービス

(1) 基本料金（単位／月）

(a) 要支援1・・・1, 798単位／月

(b) 要支援2・・・3, 621単位／月

(2) 加算料金

① サービス提供体制強化加算

- ・(Ⅰ) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上、もしくは介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上の場合

要支援1：88単位／月

要支援2：176単位／月 かかります。

- ・(Ⅱ) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上の場合

要支援1：72単位／月

要支援2：144単位／月 かかります。

- ・(Ⅲ) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上。もしくは職員の総数のうち勤続7年以上の職員の割合が30%以上の場合

要支援1：24単位／月

要支援2：48単位／月 かかります。

② 事業所評価加算

- ・評価の対象となる期間において利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となる基準に適合している場合1月当たり120単位かかります。

※ 事業所の体制状況に応じ加算させていただきます。

③ 科学的介護推進体制加算 40単位／月

- ・ADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身状況等にかかる基本的な情報データの提出と、フィードバック情報を活用している場合加算されます。

④ 栄養アセスメント加算 50単位/月

- 管理栄養士と他職種共同で栄養アセスメントを行い、利用者・ご家族に説明している場合、加算されます。

⑤ 介護職員処遇改善加算

- 介護職員の処遇、賃金体系などの整備及び研修の実施、職場環境の更なる整備
また経験技能のある介護職員を一定割合以上配置しているなどの区分により加算されます。

所定単位数は、利用料金及び加算料金の単位数の合計で算出されます。

- 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：所定単位×9.2%/月
- 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）：所定単位×9.0%/月
- 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）：所定単位×8.0%/月
- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）：所定単位×6.4%/月

(3) 地域区分 1単位/10.45円（栄町：5級地）

- 1単位の単価は、物価などに応じて区分された地域によって異なり、利用料金及び加算料金に対して規程の割合で上乗せされます。

(4) 介護保険給付対象外サービスの料金

- ① 食事の提供に要する費用（食事材料費及び調理費）として、
1日当たり800円（おやつ代220円含む）がかかります。
- ② 事業者が特別に定める教養娯楽設備等の提供、及びレクリエーション費として、ご参加頂いた内容により、原材料費をご負担して頂きます。